

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和6年11月21日

多摩市議会議員 池田 けい子

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

1 グリーフケアについて

2 2025年国勢調査の実施について

答弁者

市長・教育長等

受 付	令和6年11月21日	No. 5
	午前8時25分	

項目別質問内容

1. グリーフケアについて 大切なものを喪失した体験による、心理的・身体的・社会的な反応の事を英語で「グリーフ」といい、日本では「深い悲しみ・悲嘆」と訳されています。一般的には死別による悲嘆をグリーフと定義されることが多いのですが、離婚や病気、引っ越しや失職などの喪失体験によってもグリーフを経験することがあります。誰にでも起こりうる自然な反応ですが、特に死別や離別によって大切な存在を失った時に生じるグリーフは計り知れないものがあります。孤独感や絶望感、不安を引き起こし、睡眠障害や食欲喪失、体力低下など、身体的な症状が現れたり、日常生活や行動パターンが変わったりする方も少なくありません。4年前の一般質問では「周産期におけるグリーフケア」と題してこの問題を取り上げ、流産・死産・新生児死を経験された方への社会的支援を行うための体制整備、庁内での連携強化に向けた対策の必要性を訴えました。しかし、死別によって引き起こされるグリーフは複雑です。子ども・親・祖父母・パートナー・友人等といった関係性、事故死・病死・災害死・自死などの死因も様々で、お一人お一人に寄り添うきめ細やかなサポートが必要であり、死別の事実を受け止め、受け入れ、立ち上がっていくには、同じような経験をした方々と出会い、悲しみや言葉にならない思いを分かち合う場が必要とされています。 今年の4月、そのような場を提供したいと、上智大学グリーフケア研究所で傾聴を学んだ専門スタッフや、国家資格である公認心理師の方々が運営する「グリーフサポートたま」がここ多摩市で設立され、先日その設立を記念して「死別の悲しみとグリーフケア」と題した講演会が開催されました。満席の会場に驚くとともに、終了後講師の方へ「余命宣告された友人にどう寄り添ったらいいのか」といった質問があり、グリーフは死別後だけでなく、死別前にもあることを知りました。また、最近では家族同然であるペットを亡くし、いわゆる「ペットロス」状態になり、生きる張り合いや気力を失ってしまったという方もいることから、多摩市が考え取り組む「グリーフケア」について以下伺います。
(1) 10月27日、「グリーフサポートたま」設立記念として行われた講演会&シンポジウムは定員90名のところ、申し込みはすぐにいっぱいになり、キャンセル待ちになるほどでした。この状況について市の見解を伺います。
(2) 葬儀の在り方や生活の変化によって変化してきていると思われる、地域コミュニティにおけるグリーフケアについて、市の見解を伺います。
(3) 安心できる場、分かち合う会が定期的・継続的に行われることが大切だと思います。現在の具体的な取り組みについて伺います。

項目別質問内容

(4) グリーフケアに関する市民への周知について現状を伺います。
2. 2025年国勢調査の実施について
国勢調査は全世帯を対象に5年に1度行われ、外国人も含め日本に住むすべての人を対象にした、日本唯一の「全数調査」であり、「最も重要な統計調査」と位置づけられています。調査の結果は、少子高齢化対策や防災対策、都市計画など、多くの政策を策定する上での基礎資料となっており、民間企業でも、製品やサービスの需要予測のほか、店舗や工場の立地計画など、幅広く活用され貴重な調査資料だといえます。しかし、オートロックマンションの増加や、ライフスタイルの多様化によって世帯員と面会できないケースが増え、またプライバシー意識の高まりによって、意識的に回答を拒む人も増えたといえます。さらにコロナ禍が決定打となり、100回目の節目となった前回の令和2年の調査は、「対面式」が限界を迎え、初めて「会う」調査から「会わない」調査に大きく方針を転換することになりました。そこで総務省は明年に実施する国勢調査で、自治体からの要請を受け、調査票などの書類を郵送で配布する取り組みを一部市町村で試行する方針を発表しました。環境や生活の変化、時代の流れの中では至極当然のように思いますが、一方で回収率の低下が心配されています。 親元を離れて1人暮らしをする学生や、定期的に転勤がある会社員など、住民票を移していないケースが少なくなく、居住実態を正しく反映していない場合があります。住民票は移していないものの、ゴミも出すし、上下水道も使う。さまざまな社会的なインフラに負荷がかかるため、各自治体はそこまで計算に入れて中長期的な計画を立てなければならず、特に学生が多い地域では大きな差が出るといわれています。どのような属性の人が、どこに、どれくらいの期間住んでいるのか、この実態を正確に把握する必要があり、国勢調査に関する事務は地方自治法に基づく「法定受託事務」とはいえ、各自治体はより多くの世帯に協力していただけるよう取り組むべきだと思います。 また、調査時期に「かたり調査」が発生しているとの報告が多く寄せられるようになり注意が必要です。「かたり調査」とは、行政機関が行う統計調査であるかのような、紛らわしい表示や説明をして個人情報等を詐取する行為のことです。実際に、「国勢調査を行っている。」との電話があり、取引先の銀行や1,000万円以上の預金があるかどうかを聞かれたり、家族構成（ひとり暮らしかどうか）、年齢、介護保険に関する状況などについて聞かれた、といった事例があります。このような詐欺にも注意するよう市民への呼びかけも必要だと思います。明年の国勢調査に安心して市民が協力していただけるよう、前回の調査状況をふまえ以下伺います。

項目別質問内容

(1) 2020年(令和2年)に実施した多摩市の調査について

- ①調査方法(調査票の配布・回収)は、どのように行われましたか
- ②多摩市の回収率について見解を伺います。
- ③指導員・調査員の人数・適正・事故等の発生状況について伺います。
- ④相談・問合せ等の窓口体制について伺います。

(2) 近年、各自治体において調査員不足の課題が言われています。多摩市の状況を伺うのと同時に、調査方法の見直しなどの検討が必要であり、現場自治体として、国に対し改善の声を挙げていくべきと考えますが、市の見解を伺います。

(3) 「かたり調査」等の詐欺対策について伺います。

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

2024年11月21日

多摩市議会議員 橋本 由美子

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 市民の要求に応じた「聞こえ」の支援を
・・・8030運動の理解と支援を・・・
- 2 安心できない介護保険の今後、具体的な改善策を！

答弁者

市長・教育長等

受 付	令和6年11月21日	No. 6
	午前7時57分	

1. 市民の要求に応じた「聞こえ」の支援を

・・・ 8030運動の理解と支援を・・・

12月議会に長年の懸案だった「多摩市手話言語条例」が提案され審議されます。条例の前文では「手話は手及び指、体の動き、表情等を使って視覚的に表現する一つの言語です」と位置付けられ、「私たちは、聞こえないことが社会参加の障壁とはならないという理解のもと、ろう者とろう者以外の者が互いに尊重し合い、意思疎通を行いながら、心身ともに健康で幸せに共生することができる地域社会を実現するため、この条例を制定します。」と締めくくっています。健康福祉常任委員会での審議を経て、この議会での条例成立を心から喜びたいと思います。

ろう者と同じように「聞こえ」に関しての配慮が必要な人として中途失聴や難聴者の方、また高齢期で聞こえに問題を抱えた方たちがいます。聞こえの障がいとは身体障がいの中で最も多い障がいと言われながら、身体障害者手帳を持っている方は全国で34万人程度、人口の0.3%にとどまっています。WHOの調査では人口の5.2%が聴覚障がいをもっており、高齢期の難聴を合わせると、もっと多くの人が「聞こえ」のための社会的支援を必要としているのではないかと思います。

一方、耳鼻咽喉科の医師が中心になり、いま「8030運動」が始められています。歯科分野では80歳まで自分の歯を20本残すために歯の健康に気を付けようという「8020運動」がありますが、「8030運動」は80歳まで30db（デシベル）の音が聞こえることを目標に聴力を維持しようという運動です。30dbというのは、ささやき声より少し大きめ、つまり日常会話でコミュニケーションが保てるようにしたいというものです。自分の聴力を調べ、聞こえづらさがあつたら、検査を受け、早めに補聴器を使うことで「聞こえの健康」を保っていこうという考え方です。

私は本年6月議会でも、高齢期の聞こえに関して「聴力検査の実施」「補聴器購入助成」等について取上げました。その後、市内で開催される聞こえに関する研修会や交流会でお話しを伺ったり、FAXでやり取りさせていただくなかで、聞こえの多様性をあらためて認識し、それぞれの方に合った「聞こえの支援」が必要だという思いを強くしました。

以下、市の認識を伺い、あらためて提案をさせていただきます。

- (1) 多摩市が現在実施している手話通訳や要約筆記派遣、人工内耳や補聴器購入助成等「聞こえに関する支援」と対象となる基準、対象人数、手話通訳者等支援提供者の実態について伺います。
- (2) 「8030運動」に関する多摩市の認識を伺います。

- (3) 特定健診、後期高齢者健診では、健診を受けることで自分の体の状況について認識して「フレイル予防」につなげようとしています。そこには、血液、血圧、口腔などに関することはあっても目と耳に関しては質問項目すらありません。問診に項目を入れて、問題があれば的確なアドバイスをして、目や耳の検査につなげることが必要ではないでしょうか。市の考えを伺います。
- (4) 6月議会の答弁において、TAMA フレイル予防プロジェクトや地域包括支援センターにおいての聞こえのセルフチェック等も今後検討していきたいとの考えを示されています。進捗状況について伺います。また、高齢者の補聴器購入補助についても、専門医、専門家が少なく、購入後の継続的なケア体制が十分とれない点を心配されながらも、制度づくりに向け取り組みたいとの意向でしたが、来年度に向けた動きについて伺います。
- (5) ろう者のかたはもちろんですが、特に難聴者・中途失聴者のかたは、一定会話ができることで、周囲の人に「困っている状況」を伝えづらい面もあります。難聴者マークの普及、対応する市役所職員への研修実施、訪問者を知らせる光フラッシュなど日常を支える用具の普及等の現状を伺います。
- (6) 「手話言語条例」制定後の条例内容の普及活動や新しい施策実施等、市の計画について伺います。

2. 安心できない介護保険の今後、具体的な改善策を！

介護の基盤崩壊は、現役世代にとって重大問題です。「介護離職」が年間10万人にのぼるなど、要介護者の家族の負担は重くなっています。「ヘルパーが不足して時間を減らさざるを得ない」「入居できる施設がない」等家族の負担がいつそう重くなる事態が広がっています。

高齢者にとっては、介護サービスを受けても、受けなくても年金から引かれる介護保険料の今後の負担が心配という声が聞こえてきます。3年ごとに確実に引き上げられ、2年ごとに後期高齢者医療保険料も上がります。「年金も賃金のようにアップしてほしい」当然の思いです。

対策は大きく2つ必要です。一つは、保険料・利用料の負担増にはね返らせることなく、介護職員の処遇改善、介護報酬の増額、介護事業の継続支援などを行うこと。二つ目は、介護保険料の引き上げに歯止めをかけることです。そのために、日本共産党は、公費50%（国庫負担25%、都道府県負担・市町村負担25%）、保険料50%で運営されている介護保険の国庫負担をまず10%増やして35%とし、国の支出を当面1兆3千億円増やすことを提案しています。

国の制度だからではなく、多摩市の高齢者のために、なにが必要かの視点で、第10期に向けた動きを展開していただきたいと思います。

- (1) 介護の社会化というキャッチフレーズでスタートした制度でありながら、多くの介護離職者を生んでいる現状について、今年度政府が実施した「訪問介護の基本報酬引き下げ」についてどう考えていますか。また、改選前の政府が検討していた「ケアプランの有料化」「要介護1・2の在宅サービスの保険給付外し」についての多摩市の考えを伺います。
- (2) 第9期がスタートして半年余り、多摩市の介護需要からみた、第10期の基準保険料の動きについてどう考えますか。
- (3) 介護保険の国庫負担割合を10%引き上げ、介護報酬の増額、職員の待遇改善、介護事業の継続支援とともに、介護保険料の大幅引き上げに歯止めをかけるべきと考えますが、市の見解を伺います。

資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

- ① 1. (1) の実態がわかる資料
- ② 都内区市町村における「補聴器購入助成事業」実施状況、また多摩市もふくめた来年度実施に向けた準備状況。
- ③ 難聴者マークの普及状況
- ④ 聞こえに関する市役所職員の研修状況
- ⑤ 訪問介護・総合事業（ホームヘルプサービス）に従事するヘルパーの実数、そのうち男性ヘルパーの人数。

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和 6 年 1 1 月 2 0 日

多摩市議会議員 おにつか こずえ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 児童虐待防止について
- 2 虐待サバイバーについて
- 3 保護猫補助金と餌代補助中止のお手紙について

答弁者

市長・教育長等

受 付	令和 6 年 1 1 月 2 0 日	No. 7
	午後 0 時 2 1 分	

1 児童虐待防止について

国は 2004 年から毎年 1 1 月を『児童虐待防止推進月間』と位置づけ、月間中、関係府省庁や、地方公共団体、関係団体等と連携した集中的な広報、啓発活動を実施し、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知、啓発しています。また、児童虐待防止の啓発を図ることを目的にした民間団体が中心となって実施する＜オレンジリボン運動＞を後援している、周りの人からの一本の電話で守れる命がある『189』の理解をお願いしています。

児童虐待とは、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待、ヤングケアラーという言葉があり、これだけ聞いても具体的に何が虐待か当事者の子どもは理解出来ません。年齢や障がいの有無など子どもの特性に合わせた教育を学校が行えば虐待を減らす一歩になるのではないのでしょうか？見えない虐待をいかにみつけるかは子どもたちが知ることではないかと考えます。

以上を踏まえて質問致します。

(1) オレンジリボン運動についてどのような啓発をされましたか？お伺いします。

(2) 小学校では当事者の生徒に 1 8 9 について勉強会を行っていますか？お伺いします。

(3) 小学校で虐待についてどのような事が虐待か生徒に説明する機会はありますか？アンケートなどは行っていますか？お伺いします。

2 虐待サバイバーについて

虐待サバイバーを知っていますか？子どもの頃、家族からの虐待を受け自殺未遂を繰り返したり依存症やトラウマに苦しめられたりしている人が多くいます。

虐待サバイバーは、自分が弱いから虐待されても仕方ない、愚かな自分に存在価値がないと親から思い込まされている、全て自分が悪いと思い込み親が悪いと気付かず虐待されながらもなんとか生き残ってきた人のことを言います。

この苦しみを作ったのは自分ではなく親だとわかれば親との距離をとることもできますし、この苦しみを同じ境遇の仲間と話すことで和らぎます。

先日虐待サバイバーの 4 名の方とお話をお聞きする機会がございました。

一人の方からは、母親から子どもの頃から容姿をけなされたり、自分だけ受験する学校を親が決め、自分だけお年玉で学用品を購入させられるなど兄弟格差に苦しみ兄からも言葉の暴力を受けた、大人になってからは結婚相手まで決められた、いまだに自己否定感が強くトラウマに悩まされている、という体験談をお聞きしました。

他の方からは、自殺願望や依存症も強く宗教やネットワークビジネスからの誘いを断れない、勿論、子どもの頃は外に出される食事を貰えない暴力を受けるなども有る、といったお話を伺いました。言葉の暴力がかなり多く自己否定感を強く感じました。

皆さんからは、子どもの頃に虐待されているとはわからなかった、何が虐待かを学校で教えて欲しかった、と言う声も多く聞かれました。

以上を踏まえて質問致します。

- (1) 多摩市で提携を結んだ「NPO 法人あなたの居場所」についてはどのような提携内容でしょうか？具体的には自殺願望を持つ方が相談できるのでしょうか？お伺いします。
- (2) 虐待サバイバーの市民の方が相談できる窓口は有りますでしょうか？
- (3) 虐待を経験されたサバイバーの方々の体験談を聞くことは、親や教師が学ぶこと、知ることによって虐待を受けている子どもたちを守る為にもかなり重要だと思いますが、そのような機会を作ることはできますか？

3 保護猫補助金と餌代補助中止のお手紙について

保護猫の団体さんより、市の補助制度の対象となっているエサ代の一部について、今年度の補助を中止し払われない可能性があるという内容の手紙が多摩市から来たとお聞きしました。日々ぎりぎり活動されています、さらに来年度の予算も減額の可能性もお聞きしています。保護猫活動されている方々が保護活動以外で悩むことの無い様に支援を止めないで頂きたいです。

以上を踏まえて質問致します。

- (1) この手紙はどのような理由で保護団体に送られたのでしょうか？お伺いします。
- (2) 来年度、補助金が減額されるとお聞きしましたが、その理由と経緯についてお伺いします。

資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

- ① 児童虐待件数過去3年分の資料

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和6年11月21日

多摩市議会議員 岸田 めぐみ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

1 通学について

2 ヒートアイランド現象について～都市形態から考える～

答弁者

市長・教育長等

受付	令和6年11月21日	No. 8
	午前9時8分	

項目別質問内容

1 通学について
未就学の子どもたちは保護者の送迎で通園していますが、小学校に上がると子どもたちは自分で学校に通うようになります。
そのため学校の適正配置は、通学距離及び通学上の安全確保を含めた観点で考えられています。それにより基本的に小学一年生から1人で公共交通を利用せずに通うことができます。警視庁の統計では、子どもたちの歩行中の事故の原因は子どもに違反がない場合が7割を占め、また通学中の子どもを狙う事件も発生しています。そのような状況から子どもたちの通学の安全を確保するため、地域、保護者、市は協力をしながら、通学路安全点検やボランティアの方々の見守り、事業者へ委託し大きな交差点にはサポートする人を配置しています。
しかし市内には通常学級の学区よりも広い地域から通学している子どもたちもいます。それにより子どもや保護者に負担がかかっているということは、9月の決算審査においてネット・社民の会として総括的に質疑致しました。今回は広い地域から通学している子どもたちの通学実態を共有したいと考え、以下質問致します。
(1) 通学の実態を把握することは、通学区域を決める等にも必要なことだと考えます。特に特別支援学級在籍の子どもたちは、より広い区域から通学していたり、障がいの特性があるため、通学に苦勞しているという話を聞かれています。そこで通学実態の把握方法、内容を伺います。
(2) 難聴通級指導学級や言語障害通級指導学級には、保護者又はそれに代わる人に付き添いをお願いしていますが、特別支援教育就学奨励費制度のホームページを見ると子どもの交通費は支給されていても、付き添いに関しての費用支給について記述はありません。通うために付き添いが必要なのであれば、制度も整える必要があると考えますが、いかがでしょうか。
(3) あたごスペースやゆうかり教室に公共交通を利用して通っている子どもたちもいますが、就学援助制度の援助項目には交通費はありません。学校基本法第19条において「経済的な理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」とされ、必要だと考えますが、お考えを伺います。
2 ヒートアイランド現象について～都市形態から考える～
異常な暑さは、私たち、特に高齢者、子どもたち、障がい者の命や健康を脅かすレベルに入ってきていると感じています。そして地球規模で取り組まなければならない温暖化については、本年より取り組む第3次多摩市みどりと環境基本計画に、多摩市全域の地球温暖化対策実行計画も包含されました。それと

項目別質問内容

同時に考えなければならないのは、「都市がなかったと仮定した場合に観測されるであろう気温に比べ、都市の気温が高い状態」であるヒートアイランド現象を緩和させる対策です。
9月定例会の岩崎みなこ議員への質問に対して、「ヒートアイランド現象の要因は、日差しによる熱の蓄積が多い人工的な構造物で覆われている面積が多いことや、多様な産業活動・社会活動に伴って排出される熱が多いことにある」「東京都の区部や多摩東部と比べ、(略)本市の豊かなみどりにより(略)ヒートアイランド現象が緩和されていると推測」しているとの答弁があり、市立聖ヶ丘中学校のナイトページの検証で、自分たちの住むまちの中で暑さ対策を考えたことが、紹介されました。
ヒートアイランド現象は、本市の取り組み次第でより効果を出すことができると言えます。この異常な暑さが市民生活への影響を増している中で、緩和できるようにどのような対策ができるのかを、都市形態から考えたいと思い、以下質問致します。
国土交通省の出しているヒートアイランド現象緩和に向けた都市づくりガイドラインには、地域の冷熱源からの風を導く「風の道」を確保することが、対策の一つに紹介されています。
(1) 豊かなみどりにより、ヒートアイランド現象が緩和していると推測されていますが、本市における冷熱源はどのような場所だと考えていますか。
(2) またその冷熱源を保全するための取り組みを行っていれば、伺います。
(3) 改定中の都市計画マスタープランにおいて冷涼な風の効果をできる限り活用するために、風の道について配慮されているのでしょうか。
資料要求欄 （資料要求がある場合は、以下に記入してください。）
① 各学校で定められている登校時間
② 特別支援学校、特別支援学級、通級、あたごスペース、ゆうかり教室、その他（フリースクールなど、学校長が出席を認めている学び場）に対して、通学関連（子ども・保護者の交通費、付き添い依頼に係る費用、通学のために必要用品等）に使える制度と実績の一覧。過去3年分。
③ 市が地域における冷熱源と考えている場所の一覧。
④ 本市の人工排熱に関するデータ。（建物や自動車から放出される人工排熱の状況）
⑤ 一ノ宮など、水路の多い地域の水路マップ。

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和6年11月21日

多摩市議会議員 いちち 恭子

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 自主学習活動「ラーケーション」の導入について
- 2 近隣センターの今後について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和 6 年 1 1 月 2 1 日	No. 9
	午前 1 1 時 2 6 分	

項目別質問内容

1 自主学習活動「ラーケーション」の導入について
近年、公立学校にラーケーション制度を導入する自治体が少しずつ増えていきます。ラーニングとバケーションを組み合わせた「ラーケーション」は、その名の通り「学び」と「休暇」を融合させた制度で、子どもが学習目的の休暇を取ることができ、学校側が設定した上限以内であれば欠席とはカウントされません。当初は共働き家庭や観光業に就いている保護者など、子どもと休暇を過ごすことが難しいケースへの対策という面がありましたが、今年導入した茨城県では高校生が保護者なしで体験学習を行うことも認めており、自治体の理念と事情に合わせたさまざまな工夫が可能なようです。 最初に導入を決めた愛知県の資料を見ると、制度の目的として下記の3点が挙げられています。 ① 保護者の休み方改革の推進 ② 子どもの豊かな経験や学びの機会づくり ③ 観光地や地域経済の活性化 軸足をどこに置くかで意見や評価が分かれそうですが、最初の発想が何であったにせよ、やはり基本は②ではないかと思います。子どもが自ら何を学び、何を体験したいかを考え実行することを、保護者や教師が理解し応援するのは教育の最も理想的な形かもしれません。 しかし一方、その体験が「バケーション」寄りになることへの懸念や取得する家庭としない・できない家庭の格差、休んでいる間の授業のフィードバックなど、見過ごせない課題が存在しているのも確かです。教員の負担が増すことにも、当然しっかりと配慮しなくてはなりません。 さまざまな課題はありつつも、親子で休日を楽しむ機会を持ちづらい家庭にとって、そして自主的な学びの姿勢を持つ児童生徒にとって、ラーケーションはなかなか魅力的な制度ではないかと思います。こうした新しい取組みに対する市の姿勢と考え方について、以下質問します。
(1) 多摩市はラーケーション制度の意義、メリットとデメリットをどのように考えていますか。
(2) 多摩市、もしくは東京都でラーケーション導入に関する議論や動きはありますか。
(3) もし仮に多摩市で導入するとしたら、その目的や学業内での位置付けはどのように考えられますか。また、導入した場合に教員の負担はどの程度変化すると思われますか。
2 近隣センターの今後について
多摩ニュータウンという都市デザインの中には「近隣センター」の設置が織

項目別質問内容

り込まれていて、それがいわゆる“商店街”として各地区住民の日常生活を支えてきました。しかし入居開始から約 50 年が経過し、社会全体とまちの変化の中で、近隣センターもその様態や機能を徐々に変えてきています。
今年 9 月、落合商店街内のスーパーが突然閉店する事態となり、近隣住民に少なからぬ衝撃を与えました。これまで市は幾度も同様のニュースに見舞われ、その都度多くの利用者の困惑と不便を何とか解消してきたのですが、今回はあまりに急な閉店だったこと、住民のみならず“大家”たる JKK も寝耳に水の事態だったことが混乱に拍車をかけました。地域からのいち早い働きかけや市の要望に応じて、JKK も積極的に当面の対策と後継探しに動いているものの、現時点では具体的な進捗の報告はないようです。
このことを契機に、今後求められるべき近隣センターの機能と役割について、改めて考えてみたいと思います。
入居開始時の近隣センターは、明らかに既存の商店街のスタイルを踏襲していました。核となるスーパー以外に八百屋・魚屋・肉屋・本屋等の専門的な個店を擁して、人口増の時代にはそれで十二分に需要と供給のバランスが取れていました。しかし経済活動やライフスタイルの変化を考えると、以前のようなラインアップの商店街の復活は全く現実的ではありません。
一方でニュータウン再生計画の中では、“駅近の地域”と“駅から遠い住宅街”というビジョンが示されています。けれども高齢化社会での日常生活において、駅近の商業施設やネット通販があれば“身近な商店街”は果たして不要となるのでしょうか。むしろ、単に商店街と言わず「近隣センター」と銘打った当初のニュータウン構想を、今の視点でもう一度再構成していくべきではないでしょうか。
近隣で顔を合わせる住民同士、同じ学校に子どもを通わせている世帯同士、世間話から地元イベントまで共に楽しむ仲間同士の交流がなければ、そこは「まち」にはなりません。ましてや高齢化が進む今、世代間の交流も含めてどうやって多摩市民としての繋がりを創っていくのか、阿部市長の言うシビックプライドも日常の肌身感覚がなければ結局育たないのではないのでしょうか。
市がこれまで市民、特に若い世代に働きかけて構築しようとしたさまざまな取組みを、それぞれの地域に根ざした形で前進させていただきたいという考えのもと、以下質問します。
(1) ニュータウン計画における近隣センターの定義・機能・役割と、今後の再生計画の中での位置付けについて改めて伺います。
(2) 現在の多くの近隣センターでは、スーパーやそれに準ずる総合的な商店のほか、作業所・介護系施設等の福祉的な役割をになう店舗が多く見られます。時代的必然性とも言えますが、地域の活性化やにぎわい創出の

項目別質問内容

観点に立った今後の計画はないのでしょうか。

(3) 落合の近隣センターは南北に伸びた立地が特徴的で、マップを手に市内散策中の利用者も時折通って行くようです。商店街として比較的活気が残っているのもそれが一因かもしれませんが、たとえばそうした個性を活かして（一本杉公園やよこやまの道への案内をわかりやすく掲示するなど）、地元商店会と一緒に活性化を考えていくことはできないでしょうか。

(4) 落合商店街ではスーパーや八百屋の閉店が相次いだ一方、若い世代の店もあり、夏祭り等の季節イベントには相応のにぎわいが見られます。また、団地の方でも高層階中心のリノベーションで若者・現役世代の入居を促進する等、色々と工夫しているようです。地域それぞれの特徴と事情に配慮しながら、市内もしくは近隣の学生へ入居や自治活動への参加を呼びかけていくことは可能でしょうか。